

滞納整理事務の集中化の実施について

名古屋国税局においては、税務署における徴収事務の一層の効率化の観点から、大規模な税務署（中心署）において、近隣の税務署（対象署）の滞納整理事務を一括して行う施策（滞納整理事務の集中化）を以下の税務署で実施しています。

滞納整理事務の集中化実施署	
【中心署】	【対象署】
<u>多治見税務署</u>	<u>中津川税務署</u>
<u>掛川税務署</u>	<u>島田税務署</u>
<u>豊橋税務署</u>	<u>新城税務署</u>
<u>名古屋中税務署</u>	<u>名古屋東税務署</u>
<u>刈谷税務署</u>	<u>西尾税務署</u>
<u>伊勢税務署</u>	<u>尾鷲税務署</u>
<u>鈴鹿税務署</u>	<u>上野税務署</u>

（注）下線は、令和5年7月10日以降、新たに実施する税務署を示しています。

留意事項

- 滞納整理について
 - ・ 対象署の滞納整理は、中心署の徴収担当職員が行います。
- 納付相談について
 - ・ 対象署の管轄地域の納税者の方等との納付相談については、対象署にお電話いただければ、中心署の徴収担当職員が対応します。面接による納付相談の際は、あらかじめ対象署へ御連絡の上、納付相談の御予約をお願いします。

【専用電話（中心署徴収担当へ転送されます）】

中津川税務署	0573-66-1205
島田税務署	0547-77-0100
名古屋東税務署	052-931-2513
西尾税務署	0563-57-3119
新城税務署	0536-22-2238
上野税務署	0595-21-1946
尾鷲税務署	0597-31-1002

- 書類の提出先について
 - ・ 対象署の管轄地域の納税者の方に関する書類の提出先は、引き続き、対象署となります。